

閣議において決定しました、「原子力安全規制に関する組織の改革の基本方針」について、概要をご説明させていただきます。

見直し方針の概略、次のとおりであります。

1 つ目、原子力安全・保安院の原子力安全規制部門を経済産業省から分離し、原子力安全委員会の機能も統合して、環境省に外局として「原子力安全庁（仮称）」を設置することとしております。

2 つ目、原子力安全規制関係業務を一元化することにより、規制機関の機能向上を図るため、原子力安全庁は原子炉及び核燃料物質等の使用に関する安全規制、核セキュリティへの対応、SPEEDI の運用を含めた環境モニタリングの司令塔機能を担うものとし、

3 つ目、原子力安全庁が事故時の初動対応等の危機管理を担えるよう体制整備を行なうとともに、業務の的確な遂行のため官民を問わず質の高い人材の確保に努めます。

4 つ目、今般の事故を踏まえた新たな規制の仕組みの導入など、規制の在り方や関係制度の見直しを並行して行ないます。

5 つ目、原子力安全庁設置に必要な法律案立案等の準備は、来年、平成 24 年 4 月の組織設置を目指して内閣官房で行なうこととした。

以上が当面、すなわち第一段階の見直しの方針であります。

同時に第二段階の改革として、エネルギー・原子力政策の見直しや、福島原子力発電所事故調査・検証委員会の検証等を踏まえ、新組織が担うべき業務やより実効的で強力な安全規制組織の在り方について、更に広範な検討を進めてまいります。

これについては、来年、平成 24 年の暦年の年末を目途に成案を得ることとします。

詳細については、担当大臣から発表がありますので、そちらでお聞きをいただければと思っておりますが、閣僚懇談会において、この仮称原子力安全庁については、その位置づけを明確にすべきであるとして「原子力安全規制庁」、または、「原子力規制庁」とするべきではないかという意見が出されております。

---

## 原子力安全規制に関する組織等の改革の基本方針

〔平成 23 年 8 月 15 日 閣議決定〕

原子力安全規制に関する組織について、原子力安全行政に対する信頼回復とその機能向上を図るため、次に掲げるところにより、改革を進めるものとする。

### 1. 当面の安全規制組織の見直しの方針

(1) 「規制と利用の分離」の観点から、原子力安全・保安院の原子力安全規制部門を経済産業省から分離し、原子力安全委員会の機能をも統合して、環境省にその外局として、原子力安全庁(仮称)を設置する。

(2) 原子力安全規制に係る関係業務を一元化することで、規制機関として一層の機能向上を図るものとし、このため原子力安全庁(仮称)においては、原子炉及び核燃料物質等の使用に係る安全規制、核セキュリティへの対応、環境モニタリングの司令塔機能 (SPEEDI の運用を含む) を担うものとする。

(3) 事故発生時の初動対応その他の危機管理を原子力安全庁 (仮称) の重要な役割と位置づけ、そのための体制整備を行う。

(4) 新たな組織の業務を的確に遂行するため、官民を問わず、質の高い人材の確保に努める。

(5) 今般の事故を踏まえた新たな規制の仕組みの導入等、規制の在り方や関係制度の見直しを並行して行う。

(6) 原子力安全庁 (仮称) を設置するため必要な法律案の立案等の準備は、内閣官房において行い、平成 24 年 4 月の設置を目指して作業を行うものとする。

(7) 見直しに際して、東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会 (以下「事故調査・検証委員会」) による組織の在り方に係る検証結果等が示された場合は、柔軟に対応するものとする。

## 2. 今後の原子力・エネルギー政策の見直しや事故の検証等を踏まえた安全規制組織の在り方の検討

今後、中長期的な原子力政策及びエネルギー政策の見直しや事故調査・検証委員会による検証等が行われる予定である。事故の収束へ向けた中長期的な取組と安全確保、安全規制に係る人材の確保・養成を始めとする重要な課題について、こうした政策の見直しや検証の結果を含めてより広範な検討を進め、新組織が担うべき業務の在り方やより実効的で強力な安全規制組織の在り方について、平成 24 年末を目途に成案を得る。